



営農タイムリー！



～環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金～

2023年4月10日発行

京都市環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金

環境にやさしい農業資材・技術の導入を支援します！

近年、地球温暖化や激甚化する自然災害等の環境課題が深刻となる中、京都市では「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」の達成に向け、減農薬栽培などの環境負荷の軽減に配慮した「環境保全型農業」を推進しています。

今後、より一層「環境保全型農業」を普及拡大するために、「環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金」の令和5年度の補助対象者を募集します。

【事業概要】

1 補助対象者

- (1) 農産物を販売する農業者（個人・法人）
※ 個人にあっては市内在住、法人にあっては市内に事業所等を有していること
- (2) 農業者等で組織された団体
※ 市内に事業所等を有していること

補助対象経費は、「新たに導入する資材・技術」又は「前年度に比べて取組拡大する資材・技術の導入」に係る経費に限ります。また、備品※は対象外です。

※ 原形のまま比較的長期（おおむね1年以上）の反復使用に耐え、かつ取得単価（税込）が50,000円以上の物品

2 補助対象経費

以下に掲げる環境にやさしい農業資材・技術の導入に係る経費

- (1) 化学合成農薬削減に資する資材・技術
(例) 太陽熱土壌消毒用マルチ、UV-B電球形蛍光灯、農業用LED光式捕虫器、フェロモン剤、生物農薬、粘着捕虫シート、有機JAS適合農薬 等
- (2) 廃プラスチック削減に資する資材・技術
(例) 生分解性マルチ、生分解性ポット 等
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの



光を用いた病害虫防除

3 補助率

消費税を抜いた経費の **1 / 2 以内**



生分解性マルチ

4 補助上限

個人：10万円 法人・団体：50万円

申請受付期間

令和5年4月6日（木）～12月28日（木）

※ 申請受付期間締切日の当日消印有効

※ 申請受付期間中においても、補助申請の総額が予算の上限に達した場合は、受付を終了します。

【申請書様式】

以下の二次元コードまたは URL よりホームページへアクセスし、申請書をダウンロードしてください。



← 「要綱」 及び 「申請書様式」 掲載ページ

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000310234.html>

【申請書提出先・問合せ先】

担当行政区を御確認のうえ、各振興センターへ書類を提出してください。

所属	担当行政区	住所	電話・FAX 番号
北部農業振興センター	北区、上京区、左京区※1、中京区、右京区※2	〒603-8511 北区紫野東御所田町 33-1 北区役所本庁舎 2 階	Tel:075-366-2010 Fax:075-366-2453
南部農業振興センター	東山区、山科区、下京区、南区、伏見区	〒612-8511 伏見区鷹匠町 39-2 伏見区役所 3 階	Tel:075-585-3202 Fax:075-574-7213
南部農業振興センター 洛西分室	西京区	〒610-1198 西京区大原野東境谷町二丁目 1-2 西京区役所洛西支所 2 階	Tel:075-323-7321 Fax:075-323-7350
京北・左京山間部 農林業振興センター	右京区京北地域、左京区花脊・広河原・久多地域	〒601-0251 右京区京北周山町上寺田 1-1 京北合同庁舎内	Tel:075-852-1817 Fax:075-852-1827

※1 花脊、広河原、久多地域除く

※2 京北地域除く

【参考：申請後のスケジュール】

- ① 審査 いただいた書類を審査し、補助金の予定額をお知らせします。
↓
- ② 事業実施 資材の購入など、事業を実施していただきます。
↓
- ③ 実績報告
・
金額確定 事業実施後 30 日以内（又は令和 6 年 3 月 31 日のいずれか早い日まで）に実績報告書を作成の上、御提出ください。
その後、正式に補助金額を決定・通知します。
↓
- ④ 請求書の提出 補助金額確定ののち、請求書を作成・提出していただきます。
↓
- ⑤ 補助金の支払い 随時補助金をお支払いします。



京都市
CITY OF KYOTO



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

